

○警察車両に係る保管場所使用承諾証明書の様式等について

平成20年 1 月30日

駐 対 第 6 3 号

警 察 本 部 長

警察車両に係る保管場所使用承諾証明書の様式等について（通達）

埼玉県警察車両管理に関する訓令（昭和45年埼玉県警察本部訓令第13号）第2条第1号に規定する車両（以下「警察車両」という。）に係る自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号に規定する書面（以下「保管場所使用承諾証明書」という。）の様式等について、次のとおり定め、平成20年1月30日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 警察車両に係る保管場所使用承諾証明書

(1) 様式 保管場所使用承諾証明書（警察車両用）（別記様式）

(2) 警察車両の保管場所としての使用を承諾する者 当該保管場所のある庁舎を管理する所
属長

(3) 承諾する警察車両の保管場所としての使用期間 原則として1年

2 その他

保管場所使用承諾証明書（警察車両用）は、自動車の保管場所証明等事務処理要領（平成18年駐対第453号）第4の1(2)イ(イ)eに規定する使用権原疎明書面として用いることができる。

実施日

この通達は、平成20年1月30日から実施する。

実施日（令和3年3月30日務第670号）

1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別記様式（１関係）

保管場所使用承諾証明書（警察車両用）

自動車の保管場所の位置	
保管場所の使用者	〒 所在地 名称
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾します。 年 月 日 管理者	